

新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画

Ver. 1－1

令和2年4月

越野建設株式会社

目 次

第1 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

- 1 新型コロナウイルス感染症事業継続計画の目標・・・・・・・・・・ 1
- 2 新型コロナウイルス感染症対策基本方針・・・・・・・・・・ 1
- 3 発生段階について・・・・・・・・・・ 3

第2 危機管理体制

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置・・・・・・・・・・ 4
- 2 情報収集と連絡体制・・・・・・・・・・ 5

第3 感染拡大防止策

- 1 コロナウイルスの感染経路・・・・・・・・・・ 7
- 2 従業員等への感染防止策・・・・・・・・・・ 8
- 3 協力会社を含む感染防止策・・・・・・・・・・ 13

第4 重要業務の継続

- 1 重要業務継続のための措置・・・・・・・・・・ 17
- 2 重要業務継続のための事前準備について・・・・・・・・・・ 18

第5 風評被害対策・・・・・・・・・・ 19

第1 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症については、患者が急速に増加する「国内感染の感染拡大を予防すべき時期」に入るという大変憂慮すべき段階に入っている。

私たちは、政府の『緊急事態宣言』の主旨を酌み、「密集」「密着」「密閉」いわゆる「三密」を避けるとともに、従来に比べ、人との接触の機会を減らすべく、行動する。

一方、すそ野の広い建設経済活動の過度な縮小は、私たち一企業にとどまらない日本全体の利益を大きく損なうこととなり、業務の維持は国難を乗り切るためにも必要である。

これらを踏まえ、今後私たちは、その身の回りはもとより、日本における新型コロナウイルス感染症の感染・拡散を予防するために、越野建設株式会社（以下「当社」とする）としての徹底を図るべく「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画」を策定するものである。

なお、今後も日々状況が変わることが予想される。新たな対応・対策が必要となる際には適時連絡を行うので、ご留意すること。

1 新型コロナウイルス感染症事業継続計画の目標

下記の事業継続計画の目標は、すべての「当社」関係者（本社役職員、施工現場常駐職員、関連協力会社等）に共通するものである。

（1） 業務活動の維持

建設経済活動の果たす社会安定機能としての役割を任じ、社会インフラの供給、雇用の安定のため、可能な限り業務活動を維持する。

（2） 「当社」関係者の感染拡大防止

「当社」本社ならびに施工現場等が感染媒介の場所とならないよう対策を講じる。

（3） 風評被害の防止

風評被害によりお客様の経済活動が阻害されることを防止する。

2 新型コロナウイルス感染症対策基本方針

上記の事業継続計画の目標を踏まえ、「当社」としての新型コロナウイルス感染症対策基本方針を下記のとおり定める。

（1） 「当社」役職員ならびにその家族、関係者等の人命尊重の観点から、感染予防、感染拡大防止策を最優先とした対応を図る。

（2） 新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防策等必要な情報を役職員や関係会社等に迅速かつ確実に提供する。

- (3) 国や東京都危機管理部、北区役所危機管理課等からの要請等があった場合は、それに従い対応する。
- (4) ここで定める事業継続計画については、新型コロナウイルス感染症が発生したときに一律的に計画を実施するのではなく、**新型コロナウイルス感染症の毒性や感染状況等に応じて弾力的かつ機動的に計画を実施していくこととする。**

(4) について

新型コロナウイルス感染症はその毒性や性質について、未だ不明の点が多い。「厳しい立入規制」や「症状のない濃厚接触者を強制的に自宅待機させる」など、**国や東京都の対策方針を踏まえ、確実に弾力的かつ機動的に計画を実施していくことが重要である。**

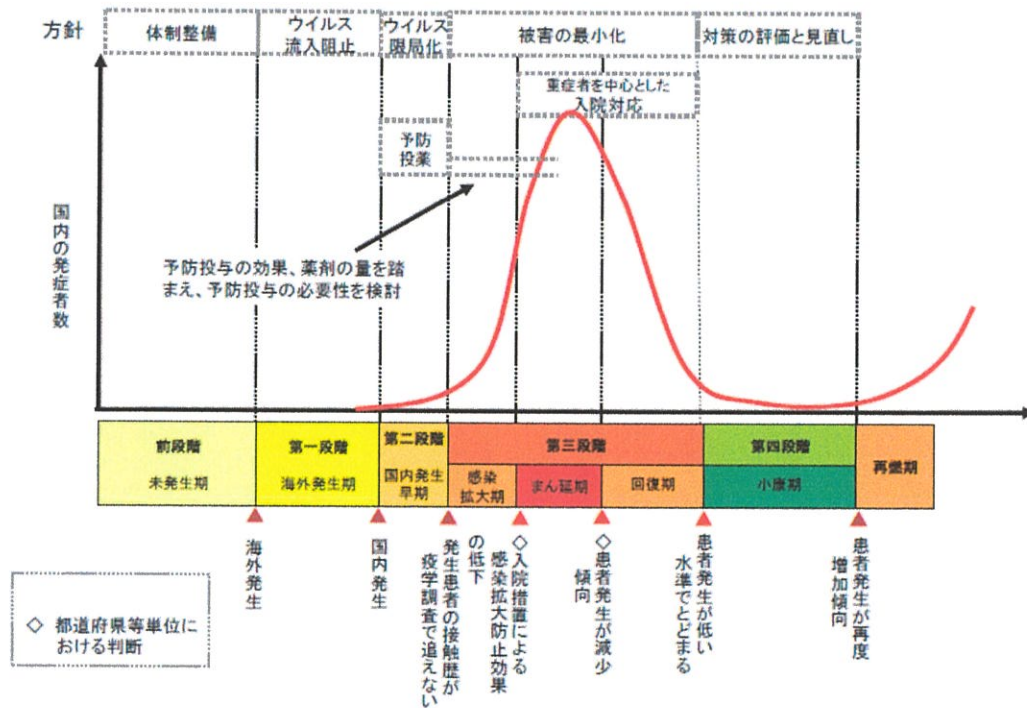
3 発生段階について

新型コロナウイルス感染症の発生段階を下記のとおりとし、発生段階に応じた対策を講じていく。

発生段階	状 態	国の行動計画
発生前期	新型コロナウイルス感染症が発生していない状態	前段階（未発生期）
海外発生期	海外で新型コロナウイルス感染症が発生した状態	第一段階（海外発生期）
国内発生期	国内で新型コロナウイルス感染症が発生した状態	第二段階（国内発生期）
パンデミック期	国内で新型コロナウイルス感染症が大流行した状態（ 市場内で感染者発生 ）	第三段階（感染拡大期）
		第三段階（まん延期）
		第三段階（回復期）
流行終息期	患者の発生が減少し、低い水準となった状態	第四段階（小康期）

※今回の計画策定時（令和2年4月現在）は、「感染の拡大を予防すべき時期」とされている。これを前提に策定する。

各発生段階における国内の発症者数の推移



(国「新型インフルエンザ感染症対策行動計画(平成21年2月改定)」から作成)

第2 危機管理体制

1 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

「当社」として必要な対策を講じる場合や国、地方自治体等から新型コロナウイルス感染症発生に関する事態に応じた対策を講じるよう指示があった場合、「当社」代表取締役・越野充博を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部において、必要な情報を発信し、確実に対策を講じていく。

●越野建設株式会社新型コロナウイルス感染症対策本部の構成と役割

担当	メンバー	役割
本部長 本部長職務代理	代表取締役 越野充博 取締役 越野有策 【取締役3名】	・全体総括、指揮及び判断、関係官庁との協議 ・対策本部の設置、事業行動計画等の実行指揮 ・協力会社との協力依頼 ・業務継続に関する全般の指揮 ・風評被害対応
業務統括担当	部門長 作業所長 購買担当	・感染者情報第一報の把握、感染対策担当との情報共有化、現場所管保健所等への届け出、対応 ・施設、設備および作業所の維持管理に関する全般の指揮 ・重要業務運営に関する対応、指示
感染対策担当	事務統括部 取締役 高梨政夫 統括課長 畑山芳光	・感染予防・拡大防止策の検討、指示 ・感染者への対応指示 ・社員への感染状況の確認と集約 ・社員への連絡体制整備 ・発生・感染情報等の収集、集約、各部門共有 ・新型コロナウイルス感染症発生に伴う用品の共同調達に関すること
事務局	畑山課長 石田	・対策本部の設営・運営 ・感染状況や事業稼働状況に係る情報の一元管理 ・国・東京都ほか基礎自治体からの情報収集及び情報提供

※【】は担当が感染したときの代行者

2 情報収集と連絡体制

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集

新型コロナウイルス感染症はその症状や感染状況など、刻々と変化しており、不明な点も多い。また、誤った情報や風評が流れることも想定される。

このことを踏まえて、事務局は国及び東京都、北区他基礎自治体危機管理部署からの通知など、常に最新の正しい情報が入手できる体制を整え、対策本部が社員や関係会社に迅速に情報提供できるようにしておく。

●主な情報収集先（ホームページ）

【首相官邸】感染症特集

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【厚生労働省】新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1

【厚生労働省】新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

【東京建設業協会】新型コロナウイルス関連通知

http://www.token.or.jp/news/corona_notification.html

(2) 連絡体制

「当社」関係者の感染状況等を確認や緊急事項の連絡をするため、緊急連絡体制を整備する。

感染のおそれがある従業員及び市場関係者が出た場合や、流行時になんらかの対応をすることが必要になった場合には、自治体の危機管理部署、業界団体、取引先、地元の保健所、医療機関との連携が必要になってくる。連絡先について、常に最新の電話番号を整備すること。

また自治体や保健所ごとに「相談センター（電話対応窓口）」が設置されているので、連絡先を必ず確認しておく。

●厚生労働省電話相談窓口

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00から21:00（土日・祝日も実施）

●都道府県・保健所等による電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

●都道府県労働局の相談窓口について

※新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置についてはこちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

●緊急連絡体制は別紙の通り

第3 感染拡大防止策

1 新型コロナウイルスの感染経路

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型コロナウイルス感染症ウイルスも飛沫感染と接触感染が主な感染経路とされており、この二つの感染経路についての対策を講じることが重要である。なお、空気感染の可能性は低いといわれており、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

(1) 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

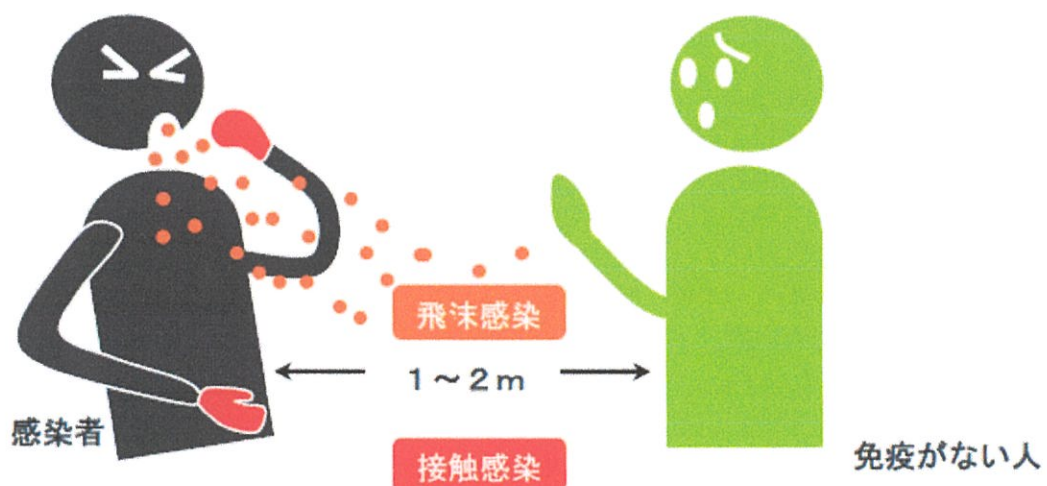
なお、咳やくしゃみは等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

(2) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路



（国「事業者・職場における新型インフルエンザ感染症対策ガイドライン」より改定）

2 感染防止策の基本

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、最も重要なことは従業員とその家族への感染を防止することである。そのためには、以下のことについて、従業員とその家族にしっかりと周知徹底させる。

(1) 対人関係の距離の保持

感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。通常、咳・くしゃみによる飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり、2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

感染防止策として、感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。

また、不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないようにし、混雑した電車やバスなどの公共交通機関を避け、自家用車、自転車、徒歩などの方法で移動することにより、感染機会を減らすことができる。

ただし、業務上、人と対面する必要がある場合には、必ずマスクを着用して感染防止に努める。

(2) 手洗い・うがい

手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後など、頻回に手洗いを実施することが必要となる。

流水と石鹸を用いた手洗いは最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオルで水を十分に拭き取る。

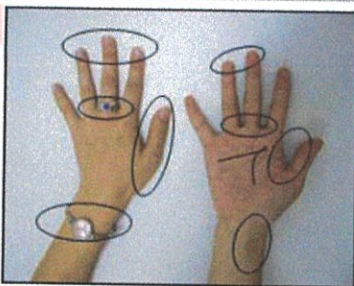
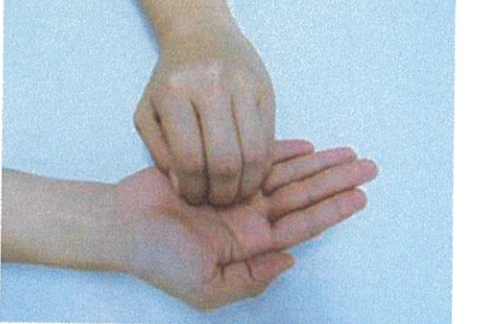
水の無い場所では、速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80％程度含まれている消毒薬）を用いて、手を消毒する。速乾性擦式消毒用アルコール製剤は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせることでウイルスが死滅する。

うがいは水道水によるうがいでも一定の効果があると言われている。うがい薬があれば、のどの殺菌・消毒もできるので、用法用量を守って行うことも効果的である。

毎日の手洗い・うがいは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、風邪やその他の感染症の予防にもなる。外出からの帰宅後は、必ずするように習慣化しておくことが重要である。

手を洗いましょう。

石鹸を泡立て、以下の手順で洗いましょう。

手洗い前の準備		汚れが残りやすいところ
◆爪は短く切っていますか？ ◆時計や指輪をはずしていますか？ Check! 		◆指先 ◆指の間 ◆親指の周り ◆手首 ◆手のしわ
(1) 石鹸を泡立て、手のひらをよくこする	(2) 手の甲をのばすようにこする	
		
(3) 指先・ツメの間を念入りにこする	(4) 指の間を洗う	
		
(5) 親指と手のひらをねじり洗いする	(6) 手首も忘れずに洗う	
		
石鹸を洗い流し、清潔なタオルで拭き取って乾かす		

正しい手洗いの方法について（東京都健康安全研究センターホームページより）

(3) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る前に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないように注意する。手を洗う場所がない場合に備えて、速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておく。

咳エチケット

- 咳などの症状があるときはマスクを着用する。
- 咳・くしゃみをするときは、周りの人から顔をそむける。
- 咳・くしゃみをするときは、ティッシュなどで口と鼻を覆って押さえる。

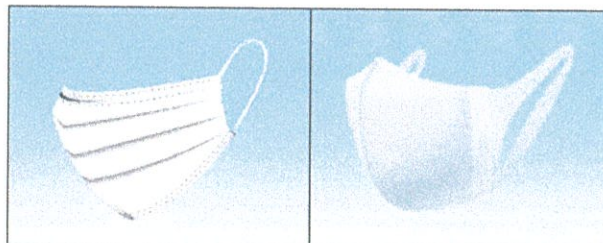
《参考》 マスクについて

咳やくしゃみの症状がある人がマスクを着用することによって、咳やくしゃみによる飛沫の拡散を防ぎ、感染拡大を防止できる。よって、症状がある者には必ずマスクを着用させなければならない。

健康な人が日常生活においてマスクを着用する効果は現時点では十分な科学的根拠は得られていない。そのため、マスクによる防御効果を過信せず、他の感染防止策を重視することが必要となる。やむを得ず、外出をして人混みに入る可能性がある場合には、マスクを着用することが一つの感染防止策と考えられる。

通常の業務においては、家庭用の不織布製マスクを使用すれば十分であり、N95マスクは医療関係者等向けとされている。マスクの装着にあたっては説明書をよく読み、正しく着用する。

不織布製マスク



プリーツ型マスク

立体型マスク

3 協力会社も含む感染防止策

(1) 従業員等への感染予防策の徹底周知

- ① 各自、出社前に体温を測定すること。検温せず出社した場合は、必ず備え付けの体温計にて測定すること。
- ② 37.5℃以上の場合には出社せず、所属長に連絡の上、自宅待機とし十分な休養をとること。出社時 37.5℃以上の場合には速やかに所属長に報告の上、帰宅し静養すること。
- ③ 自宅で静養しても 37.5℃以上の熱が 4 日以上続く場合、または、強いだるさや息苦しさがある場合には、所属長に連絡の上、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」（下記連絡先例参照）などに問い合わせ、その指示に従うこと。

●「帰国者・接触者相談センター」例：

- ・ 北区保健所 保健予防課 感染症対策係
電話 03-3919-4500（平日 9時から17時）
- ・ 東京都 電話相談窓口
電話 0570-5505571（9時～21時※土曜日・日曜日・祝日も実施）
- ・ 東京都・特別区ほか帰国者・接触者電話相談センター
電話 03-5320-4592（平日 17時～翌9時、土曜日・日曜日・祝日は24時間実施）
- ・ 厚生労働省 電話相談窓口
電話 0120-565653（9時～21時※土曜日・日曜日・祝日も実施）
- ・ 東京都保健医療情報センター（ひまわり）
電話 03-5272-0303（土曜日・日曜日・休日・夜間も実施※医療機関案内のみ）

(2) 関係各社等への感染予防策の徹底周知

従業員だけでなく協力会社等へも感染者が出ないように前項「2 従業員等への感染防止策」と同様の感染防止策を徹底周知する。

○ 徹底周知の方法

- ・ 対面、電話、メールなどによる取り決め等の機会を利用し、感染予防の啓発に努める。
- ・ 本紙ほか関係各機関によるリーフレット又はパンフレット等を配布する。
- ・ 本社ならびに現場各所に感染防止策のポスターを掲示する。

(3) 感染者発生時の対応

「当社」作業所業務に係る協力会社等において感染者等（感染者又は感染者のおそれがある者）が発生し、管轄の保健所等から具体的な指示を受けた場合、当該従業員、職人はその旨、職場の所属長に連絡し、適時状況を報告すること。また、所属長は本人から連絡を受けた際には、逐次「当社」作業所長に報告すること。なお、「当社」作業所長は、「当社」新型コロナウイルス感染症対策事務局に感染者発生の際

連絡を速やかに行うこと。

また、職域において従業員が症状を訴えた際には、速やかに、会議室、休憩室などに移動させ、隔離する。症状が重症化し、自分で動くことができない場合は、速やかに救急車を呼ぶなど対処する。感染者等を搬送後、マスク・手袋等をして消毒用アルコールや消毒液で消毒をしっかりと行う。

感染者等については、自治体の治療方針に従い、医療機関を受診するよう指導する。自治体の治療方針がわからない場合は、保健所等に設置されている「相談センター」へ連絡して指示に従う。所属長には感染者等発生の報告とその後の経過を必ず連絡する。

また、感染者等が作業していた場所のドアノブ、机、パソコン、コピー機、電話機、トイレ等を消毒し、職場内での感染拡大を防ぐ。

保健所等から濃厚接触者等の調査依頼があった場合には、協力する。

(4) 手洗い、咳エチケット、必要に応じたマスクの着用

出社時、トイレ使用後、現場入場時には手洗いおよび手指の消毒を徹底し、不特定多数の人が集まる場所ではできる限り、人との適正距離（ソーシャルディスタンス）を保つ、マスクを着用するなどの対策を講ずること。また、マスクが無い時に咳をする場合、ティッシュや袖などで口や鼻を覆うこと。

マスクの枚数が不足している場合には、不特定多数の者と接触する可能性の高い業務についている者から優先的に配布する。また、現在マスクの調達が大変困難になっているが、継続的に調達努力をする。

なお、検温用の体温計、感染者が発生した場合に備えて飛沫感染防止用ゴーグル、使い捨て手袋、除菌ウェットティッシュ等も事前に調達しておく。

速乾性擦式消毒用アルコール製剤については、水で手洗いでできない場所に設置するための必要な数だけ準備しておく。

(5) 清掃消毒の実施

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。

通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低 1 日 1 回行うことが望ましい。また消毒や清掃を行った時間を記しておく。

従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤（下記参照）による拭き取り清掃を行う。その際、作業者は、不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性

擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃後・消毒時に使用した作業着は洗濯し、ブラシ、雑巾についても洗浄後、同様に消毒液にて消毒する。

◆ 食器・衣類・リネン

食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所を消毒剤（下記参照）で消毒する。

◆ 壁、天井の清掃

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

◆ 床の清掃

患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

◆ 事業者周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れていない地面（道路など）の清掃は、必要性は低いと考えられる。

○ 消毒剤について

新型コロナウイルスには消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施してはならない。

＊消毒用エタノール

薬局などで購入できる「消毒用エタノール」を、ペーパータオルなどにしみこませて、必要な箇所を拭き取る。

＊次亜塩素酸ナトリウム

ハイター、ブリーチなどの薄め液をペーパータオルなどにしみこませて必要な箇所を拭き取る。

【ハイター等の薄め方】

（市販の漂白剤：塩素濃度約5%の場合）

○ 0.02%・・・衣類の消毒や物品の拭き取りに使用

○ 1%・・・嘔吐物・ふん便・体液（血液など）の処理に使用

濃度（希釈倍率）	希釈方法
0.02%（200ppm）	2リットルのペットボトルに1本の水に10ml（ペットボトルのキャップ2杯）

0. 1% (1000ppm)	500ml のペットボトル1本の水に10ml (ペットボトルのキャップ2杯)
-----------------	--

(注) 次亜塩素酸ナトリウムは金属を腐食させるため、金属部分に使用した場合は10分たったら拭き取る。また、塩素ガスが発生することがあるので、使用時には十分換気する。

(6) 不要不急の外出業務・会議等の中止、リモートワーク等の環境整備

感染拡大防止のため不要不急の外出業務や出張（海外・国内）及び会議を中止または延期する。電話、ファックス、メールなどで業務連絡を行うなど、直接従業員等が集まらなくても意思統一・連絡ができるようにする一方、リモートワーク、リモート会議、在宅ワークなどの実施に向けた環境整備に努める。

(7) 時差出勤等

出勤、退勤時における公共交通機関等の密集環境を避けるため、所属長は、混雑ピークを避けた時差通勤を励行し、就業時間を弾力的に運用する。

(8) 行動の記録

万一、自身が感染したり、濃厚接触者と認められた場合に備え、日常行動記録をメモとして備えること。

第4 重要業務の継続

1 重要業務継続のための措置

パンデミック期等において、従業員が感染等により業務に従事できない場合は、人員等を重要業務に集中させ、それ以外の通常業務については縮小、休止することにより、事業の継続を図っていく。

欠勤率を検討、策定の上、それぞれ対応策と人員の配置を行うこととするが、重要業務の具体的な業務内容と最低必要人数については、あらかじめ各部門において準備された体制を下敷きとして、対策本部においてその都度決定する。

2 重要業務継続のための事前準備について

① 社内各部門の相互連携体制

事業を継続していくためには、「当社」各部門間および協力会社との連携が不可欠であるため、相互に連携する体制をあらかじめ整備しておく。

② 在宅での業務対応

自宅待機している職員を活用するために、業務連絡の手段として、オンライン会議の環境整備や電話、携帯電話、ファックス、メール等で自宅からでも業務が遂行できるようにしておく。

③ 職員教育

重要業務がある特定の個人しかできない場合、その職員が出勤できなくなると業務が停止してしまう。そのような状況を防ぐために複数の職員、できれば3人以上が対応できるよう教育（クロストレーニング）を行う。

第5 風評被害対策

新型コロナウイルス感染症の発生・流行の進展、「当社」役職員および関係者に感染者が出た場合などにおいて、誤った知識から「当社」および作業所等への風評被害が生じることが懸念される。

① 「当社」役職員に感染者が出た場合

第一報については、所属長および対策本部事務局への通知にとどめ、社内外問わず、安易な情報公開を行わないこと。

対策本部は、情報を受けたのち、できるだけ速やかに感染状況、感染拡大防止に向けた「当社」の取組みなどについて、正確な情報を積極的に発信していく。同時に役職員家族へのいじめなどの被害が生ずるリスクについて、最大限の配慮をすべく、積極的な対話を行う。

② 作業所に出入りする協力会社の社員、職人等に感染者が出た場合

第一報については、所属長および対策本部事務局への通知にとどめ、社内外問わず、安易な情報公開を行わないこと。

作業所長は、対策本部とともに、当該協力会社と連携し、できるだけ速やかに感染状況、感染拡大防止に向けた「当社」の取組みなどについて、正確な情報を積極的に発信していく。